

平成 20 年 5 月 12 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全国銀行協会
業 務 部

「主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見の提出について

平成 20 年 4 月 11 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対する意見

項番	該当部分	意見
1	Ⅲ(Ⅱ)-3-1-3-1-2 主な着眼点 (1)②	<p>コルレス先が「架空銀行と取引を行っていないこと」の確認については、全てのコルレス先に対して本改正後直ちに確認をすることまでは求められず、銀行として「コルレス先が架空銀行と取引を行っていないことを確認する」とのポリシーを採用したうえで、実務的にはコルレス契約の新規締結や定例的な見直し(例えば3年程度のサイクル)の際に順次確認を進めていくという方法でよいことを確認したい。</p>
2	Ⅲ(Ⅱ)-3-1-3-1-2 主な着眼点 (1)②	<p>「上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢」とは、個別事案の対応について、必ずしも常に経営陣が意思決定を行うことを求めているものではなく、経営陣が示すコルレス契約に関する方針および手続きのもと、マネー・ローンダリング対策の所管部署の部長等が個別事案について適切な判断を行うなど、銀行として責任をもって問題事案に対応しうる態勢が構築されていればよいことを確認したい。</p>

以上